



福島医発第2517号(地)
平成28年12月 8日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
施行規則の一部を改正する省令の公布及び施行等について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

感染症法施行規則の一部を改正する省令が平成28年11月25日に公布、施行されたことから、厚生労働省より各都道府県知事等宛通知がなされ、本会に対しても日本医師会を通じて連絡がありました。

本件は、結核の予防、医療上必要な指導及び感染拡大の防止に必要な措置を講じるため、感染症法において、保健所長は結核登録票を備え、管轄区域内に居住する結核患者及び結核回復者に関する事項を記録することとされておりますが、同法施行規則に規定する結核回復者及び結核登録票に記載すべき事項について、所要の改正を行うものであります。

また、本改正に伴い、「活動性分類等について」及び「結核登録票に登録されている者の病状把握の適正な実施について」も一部改正がなされました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 白石恒明

(地Ⅲ193F)
平成28年11月29日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
施行規則の一部を改正する省令の公布及び施行等について

感染症法施行規則の一部を改正する省令が平成28年11月25日に公布、施行されたことから、厚生労働省より各都道府県知事等宛通知がなされました。

本件は、結核の予防、医療上必要な指導及び感染拡大の防止に必要な措置を講じるため、感染症法において、保健所長は結核登録票を備え、管轄区域内に居住する結核患者及び結核回復者に関する事項を記録することとされておりますが、同法施行規則に規定する結核回復者及び結核登録票に記載すべき事項について、所要の改正を行うものであります。

また、本改正に伴い、「活動性分類等について」及び「結核登録票に登録されている者の病状把握の適正な実施について」についても一部改正がなされました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

健 発 1 1 2 5 第 1 号

平成 28 年 11 月 25 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部
を改正する省令の公布及び施行について(通知)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成 28 年厚生労働省令第 169 号)については、本日、別紙のとおり公布され、同日施行されたところである。これらの改正の概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、貴管内関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 改正の趣旨

結核の予防、医療上必要な指導及び感染拡大の防止に必要な措置を講じるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。)第 53 条の 12 において、保健所長は結核登録票を備え、管轄区域内に居住する結核患者及び結核回復者に関する事項を記録することとされている。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「規則」という。)第 27 条の 7 に規定する結核回復者及び第 27 条の 8 に規定する結核登録票に記載すべき事項について、所要の改正を行う。

第二 概要

- (1) 潜在性結核感染症(結核菌の感染を受けており、発症のリスクが高いと推定され、かつ、結核医療を必要とすると認められる状態)の者であって、適切な治療を行った者及び直接服薬確認療法(DOTS)により抗結核薬を適切に服用した者等は治療後の発症率が低下すること等から、全ての者を一律に2年間結核登録票に記録し、経過観察を行うことは有益性が低いため、現行結核登録票に記録す

る結核回復者については結核医療を必要としないと認められてから2年以内の者全数としているところ、2年以内の者で経過観察を必要としないと認められる者を除くこととする。(規則第27条の7関係)

- (2) 結核菌が分離された全ての患者について、その検体又は病原体を確保し、結核菌を収集することが結核対策上必要である。そのためには、結核菌の収集対象者を適切に把握することが重要であり、抗酸菌培養検査の結果を結核登録票に記録することが必要であることから、結核登録票に記載すべき事項として、抗酸菌培養検査の結果を追加する。(規則第27条の8関係)

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する件 新旧対照条文
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）（抄）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（結核回復者の範囲） 第二十七条の七 法第五十三条の十二第一項に規定する厚生労働省令で定める結核回復者は、結核医療を必要としないと認められてから二年以内の者（経過観察を必要としないと認められる者を除く。）その他結核再発のおそれが著しいと認められる者とする。 （結核登録票の記載事項） 第二十七条の八 法第五十三条の十二第三項に規定する結核登録票に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一 登録年月日及び登録番号 二 結核患者又は結核回復者の住所、氏名、生年月日、性別、職業並びに結核患者が成年に達していない場合にあつては、その保護者の氏名及び住所（保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地） 三 届け出た医師の住所（病院又は診療所で診療に従事する医師については、当該病院又は診療所の名称及び所在地）及び氏名 四 結核患者については、その病名、病状、抗酸菌培養検査及び薬剤感受性検査の結果並びに現に医療を受けていることの有無 五 結核患者又は結核回復者に対して保健所がとった措置の概要 六 前各号に掲げるもののほか、生活環境その他結核患者又は結核回復者の指導上必要と認める事項 2・3（略）	（結核回復者の範囲） 第二十七条の七 法第五十三条の十二第一項に規定する厚生労働省令で定める結核回復者は、結核医療を必要としないと認められてから二年以内の者その他結核再発のおそれが著しいと認められる者とする。 （結核登録票の記録事項） 第二十七条の八 法第五十三条の十二第三項に規定する結核登録票に記録すべき事項は、次のとおりとする。 一 登録年月日及び登録番号 二 結核患者又は結核回復者の住所、氏名、生年月日、性別、職業並びに結核患者が成年に達していない場合にあつては、その保護者の氏名及び住所（保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地） 三 届け出た医師の住所（病院又は診療所で診療に従事する医師については、当該病院又は診療所の名称及び所在地）及び氏名 四 結核患者については、その病名、病状、薬剤感受性検査の結果及び現に医療を受けていることの有無 五 結核患者又は結核回復者に対して保健所がとった措置の概要 六 前各号に掲げるもののほか、生活環境その他結核患者又は結核回復者の指導上必要と認める事項 2・3（略）

健感発 1 1 2 5 第 2 号

平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

（ 公 印 省 略 ）

「活動性分類等について」の一部改正について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 53 条の 12 第 1 項に規定する結核登録票に登録されている者に係る活動性分類等について、結核対策の重点化・効率化を図る観点から、「活動性分類等について」（平成 22 年 1 月 28 日健感発 0128 第 1 号各都道府県・政令市・特別区衛生主管部（局）長宛て当職通知）を別紙のとおり改正した。ついては、貴管内関係機関等に周知いただくとともに、具体的運営を図られるようお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言とし、平成 28 年 11 月 25 日から適用する。

健感発0128第1号
平成22年1月28日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

活動性分類等について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第53条の12第1項に規定する結核登録票に登録されている者に係る活動性分類等については、下記を参酌の上、具体的運営を図られたい。

記

第1 結核登録票への登録

1 結核登録票に登録すべき者は次のいずれかに該当する者とする。

(1) 結核患者

(2) 結核回復者

イ 結核医療を必要としないと認められてから2年以内の者（経過観察を必要としないと認められる者を除く。）

ロ 結核再発のおそれが著しいと認められる者

2 1の(2)イにおける「経過観察を必要としないと認められる者」は、第3の6に定める潜在性結核の者であって、保健所長が経過観察を必要としないと認める者とし、該当した時点で、登録票から削除することができる。それ以外の者については、原則として2年間登録すること。

3 1の(2)ロ「結核再発のおそれが著しいと認められる者」とは、結核医療を必要としないと認められてから2年を経過した者であって、次に掲げる者をいう。ただし、

保健所長が経過観察を必要としないと判断した時点で、登録票から削除すること。

- (1) 再発のあった者
- (2) 受療状況が不規則であった者
- (3) 抗結核薬に耐性のあった者
- (4) 糖尿病・塵肺・人工透析患者、副腎皮質ホルモン剤使用患者、その他の免疫抑制要因を持った者
- (5) その他保健所長が経過観察を必要と認める者

4 結核患者の診断に係る疾患の原因となっている病原体等が非結核性抗酸菌（非定型抗酸菌）その他の非結核性のものであることが判明した場合は、法の適用はなく、登録は無効であること。当初から1のいずれにも該当しないことが事後に判明した場合も、同様とすること。

第2 分類の原則

活動性分類は、結核登録票に登録されている者の管理区分を示す分類であり、最新の医師の診断（肺結核にあつては結核菌検査及び胸部エックス線検査に基づく診断、肺外結核にあつては臨床・理学的検査に基づく診断）による指示及びその診断の時期からの経過期間に基づき次のいずれかに区分されること。

- 1 活動性
結核の治療を要する者
- 2 不活動性
治療を要しないが経過観察を要する者
- 3 活動性不明
病状に関する診断結果が得られない者

第3 活動性分類の区分

活動性分類は、第4に定める結核症の主な罹患臓器、菌所見及び治療の既往を勘案し、登録時に次のいずれかに区分すること。

- 1 肺結核活動性・喀痰塗抹陽性・初回治療
- 2 肺結核活動性・喀痰塗抹陽性・再治療
- 3 肺結核活動性・その他結核菌陽性
- 4 肺結核活動性・菌陰性・不明
- 5 肺外結核活動性
- 6 潜在性結核

第4 各区分の基準

第3に定める活動性分類の区分は、次に定めるところによること。

1 結核症の主な罹患臓器

結核菌が罹患した臓器により次のように分類すること。ただし、肺結核と肺外結核を合併する者は、肺結核に分類すること。

(1) 肺結核

肺又は気管支を主要罹患臓器とする結核症。ただし、結核性胸膜炎、膿胸、肺門リンパ節結核及び粟粒結核は、肺外結核に分類すること。

(2) 肺外結核

肺及び気管支以外の臓器を主要罹患臓器とする結核症及び粟粒結核。

2 菌所見

肺結核については、診断時の結核菌検査所見により次のように分類すること。

(1) 喀痰塗抹陽性

結核菌喀痰塗抹陽性の者

(2) その他結核菌陽性

喀痰塗抹以外の検体・検査法を用いた検査で結核菌陽性の者（喀痰塗抹陰性で培養陽性の者、気管支内視鏡検査で塗抹陽性の者、核酸診断検査で陽性の者等）

(3) 菌陰性・不明

結核菌陰性の者及び検査を行わなかった者

3 治療の既往

既往の結核に対する化学療法の実施状況により次のように分類すること。

(1) 初回治療

(2) 以外の者

(2) 再治療

結核に対する化学療法を過去に1月以上受け、かつ、その治療終了後2月以上経過している者

第5 区分の変更等

分類の変更等については、次の基準によること。

1 不活動性

治療を終了した者は、不活動性に分類を変更すること。

2 活動性不明

最近6月以内の病状に関する診断結果が得られない者は、活動性不明に分類を変更すること。

3 菌所見

治療開始後 6 月以内に第 4 の 2 の(2)に定めるその他結核菌陽性又は同 2 の(3)に定める菌陰性・不明の者でより若い番号の所見が得られた場合には、これに変更すること。

健感発 1 1 2 5 第 3 号
平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市 } 衛生主管部（局）長 殿
特 別 区 }

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

「結核登録票に登録されている者の病状把握の適正な実施について」の
一部改正について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律
第 114 号) 第 53 条の 12 第 1 項に規定する結核登録票に登録されている者の
病状に関する診断結果の把握について、結核対策の重点化・効率化を図る観
点から、「結核登録票に登録されている者の病状把握の適正な実施について」
(平成 22 年 1 月 28 日健感発 0128 第 2 号各都道府県・政令市・特別区衛生主
管部（局）長宛て当職通知)を別紙のとおり改正した。ついては、貴管内関
係機関等に周知いただくとともに、登録者の病状把握のより適正な実施をお
願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1
項に規定する技術的な助言とし、平成 28 年 11 月 25 日から適用する。

健感発 0 1 2 8 第 2 号
平成 2 2 年 1 月 2 8 日

各 { 都 道 府 県
政 令 市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

結核登録票に登録されている者の病状把握の適正な実施について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 53 条の 12 第 1 項に規定する結核登録票に登録されている者（以下「登録者」という。）の病状に関する診断結果の把握に当たっては、下記に留意の上、適正に実施されたい。

記

- 1 保健所長は、登録者に対して、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、法第 53 条の 13 に規定する精密検査（以下「管理検診」という。）を実施し、最近 6 月以内の病状に関する診断結果の把握を確実に行うこと。
- 2 ただし、医療機関における治療終了後の経過観察を目的とした外来診療や職場、学校等における健康診断等、管理検診以外の方法により、登録者の病状に関する診断結果を把握できる場合には、重複して管理検診を実施することがないよう登録者本人又はその保護者及び関係機関との連携を密にすること。特に、肺外結核の患者又は潜在性結核感染症の者については、有症状時に医療機関を受診するよう指導を徹底した上で、医療機関から診断結果を把握することに重きを置くこととするが、医療機関を受診する機会が無い等により、管理検診を実施する必要がある場合は、適切な検査方法により実施すること。

- 3 また、潜在性結核感染症の者について、保健所長が経過観察の可否を判断する際には、「潜在性結核感染症治療終了後の管理方法等について」（日本結核病学会予防委員会）等を参考にして、登録者の服薬状況や集団の結核感染率等を考慮して、以後の発症のリスクが低いと考えられる者に限り、経過観察を不要とすること。
- 4 なお、関係機関に対して、登録者の病状に関する診断結果の把握に必要な書類等の提出を求める際には、その趣旨を十分説明し協力を得られるよう努めるとともに、事前に登録者本人又はその保護者から同意書等を取るなどして、協力を得られるよう努められたいこと。